季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書

積雪寒冷という北海道特有の気象条件によって、冬期に失業を余儀なくされる季節労働者は、今なお13万5千人を数えている。

これら季節労働者は、冬期における生産活動の減少に起因して毎年離職する ものであり、季節労働者の雇用の安定及び通年雇用化促進のための対策を、今、 北海道全体として進めつつある。

しかし、現在、行政改革の一環として、雇用保険制度の見直しが労働政策審議会において論議されており、季節労働者の「特例一時金」については、循環的給付を理由に廃止等が検討されている。

このことは、いまだ多くの季節労働者が存在している北海道の実情と、道内における各階の施策努力をかんがみるものとはなっておらず、「特例一時金」の廃止等は、多くの季節労働者の生活をより不安にするばかりでなく、事業主をはじめ地域経済への大きな影響が懸念される。

したがって、季節労働者の「特例一時金」の存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月15日

名 寄 市 議 会